常 書

飯南町(以下「甲」という。)と中央鍼灸接骨院(以下「乙」という。)とは、 平成25年4月1日より実施する飯南町子ども等医療費助成事業の町単独助成事 業分現物給付について、次のとおり覚書を交換する。

- 第1条 飯南町子ども等医療費助成事業町単独助成分対象者には資格証を交付 及び発行し、施術所で受診する際には、現物給付対象者となる。なお、平成25 年3月31日以前に受けた療養又は施術については、従前のとおりとする。
- 第2条 飯南町子ども等医療費助成事業町単独助成分対象者は、就学後から中 学校就学修了日までの者とする。

この覚書交換の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、双方 1 通を保有する。

平成25年8月27日

甲 島根県飯石郡飯南町下赤名 890

飯南町長 山碕英樹

乙